

生駒市規則第 5 号

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車駐車場条例施行規則（平成 5 年 3 月生駒市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「生駒駅前自転車駐車場		「生駒駅前自転車駐車場
生駒駅前第 2 自転車駐車場	を	に、
生駒駅南自転車駐車場		生駒駅南自転車駐車場」
		」

	「生駒駅前第 2 自転車駐車場	
	生駒駅北自転車駐車場	
「谷田第 3 自転車駐車場」を	谷田自転車駐車場	に改める。
	谷田第 2 自転車駐車場	
	谷田第 3 自転車駐車場	」

第 3 条中「次のとおり」を「設けないもの」に改め、同条ただし書中「変更し、又は」を削り、同条の表を削る。

第 5 条ただし書中「ただし、」の次に「生駒駅前第 2 自転車駐車場、生駒駅北自転車駐車場、谷田自転車駐車場、谷田第 2 自転車駐車場及び」を加える。

附則に次の 1 項を加える。

（一時利用の特例措置）

3 生駒駅前自転車駐車場及び生駒駅南自転車駐車場にあっては、令和 7 年 4 月

1日から当分の間、第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別に定める方法により一時利用させることができる。

様式第3号及び様式第6号から様式第8号までの規定中

「☐ 原動機付自転車及び普通自動二輪車 を
(☐ 排気量90cc以下のもの ☐ 排気量90ccを超えるもの)」

「☐ 原動機付自転車

☐ 普通自動二輪車

(☐ 排気量125cc以下のもの ☐ 排気量125ccを超えるもの)」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の生駒市自転車駐車場条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている様式は、改正後の生駒市自転車駐車場条例施行規則の規定により提出された様式とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する旧規則の規定による様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。